

①平成21年9月14日施行

改正「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」

(問23) 認定されたほ場について有効期間はありますか。

(答)

認定ほ場について、認定の有効期限は定められていません。ただし、認定後は1年に1回以上登録認定機関による調査を受け、JAS規格に定める「ほ場又は採取場」の基準に適合していることの確認を受ける必要があります。

なお、以下の場合には農林水産大臣登録認定機関により生産行程管理者の認定が取消されることとなります。

(1) 事前に格付の表示を付した農林物資を譲渡、陳列した場合、不適正な格付の表示を除去・抹消しなかった場合、不適正な格付の表示を付した場合、又は格付の表示と紛らわしい表示を付した場合並びに包装資材等の再使用の制限の規定に違反したとき。

(2) 認定の技術的基準に適合しなくなったとき。

(3) 法第19条の2の規定に基づいて農林水産大臣が行う改善命令又は格付の表示の除去若しくは抹消命令に違反したとき。

(4) 法第20条第2項の規定に基づいて農林水産大臣が行う報告の求めに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づいて農林水産省の職員が行う検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(5) 不正な手段により認定を受けたとき。

~~(問28) 今後、認定生産行程管理者としての認定を受け、有機農産物の生産に取り組んでいきたいと考えていますが、その方法や手続きについては、どこに問い合わせればよいですか。~~

~~(答)~~

~~生産行程管理者としての認定を受けるには、当該ほ場が、1年間以上「有機農産物の日本農林規格」第4条のほ場等における肥培管理、ほ場に使用する種子、植付ける苗等又は種苗、ほ場等における有害動植物の防除、一般管理、育苗管理の基準を満たしていることを証明する記録をつけて、登録認定機関に提出することが必要です。従って、これから有機農産物を栽培しようとする場合は、当該記録をつけることが必要です。~~

~~認定を受ける手続きや認定基準の内容、記録の様式等については、登録認定機関にお問い合わせ下さい。登録認定機関の所在地等は、農林水産省のホームページ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ等、をご覧下さい。~~

(問~~3-1~~3.0) 有機加工食品の認定外国生産行程管理者も、有機JASマークの付し
てある原材料を使用しなければ有機加工食品を生産し、販売することができないのです
か。

(答)

JAS法第15条の2第2項の規定により同等の制度を有する国として省令で定められ
た国において、その国の制度及び日本と当該同等国間で合意された取極に基づき認定を受
けた有機農産物及び有機農産物加工食品については、その生産基準や当該外国内における
流通上の取扱い等についてJAS認定を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品と同等
であることから、我が国において輸入された場合、認定輸入業者が有機JASマークを付
することができます。

このためJAS法第15条の2第2項の規定に基づく農林水産省令で定めた「日本農林
規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国」に所
在する有機加工食品の認定外国生産行程管理者にあっては、当該国の格付制度により有機
農産物又は有機農産物加工食品の格付された原材料(当該国の格付制度及び日本と当該同
等国間で合意された取極に従い当該国以外の国で格付されたものを含む。)を使用して有
機加工食品を製造又は加工することができます。

(問~~3-4~~3.3) どのようなことを行う者が、有機の認定小分け業者の対象となるので
すか。

(答)

- 1 小分けとは、一般的に「一度区分したものを更に小さく区分すること」であり、物資
の形態を、裁断、仕分け等によって、より小さい単位に変化させることをいいます。
また、小さな単位で流通していたものを、まとめて箱詰め、袋詰めする等によって、
より大きな単位に変化させることも小分け行為とみなされます。
- 2 JAS法上、認定小分け業者とは、小分けした物資にJASマークを再び貼付する者
をいい、業態としては卸売、仲卸、小売り等いずれに属する者であってもなり得ます。
- 3 なお、複数の種類の食品を混合して小分け行為を行う場合には、複数の種類の食品を
混合することによって新しい属性が付加され、加工行為とみなされることから、これら
の行為を小分け業者の認定で行うことはできません(ただし、複数の有機野菜を箱詰め
して有機野菜セットとするなど、消費者が混合した食品を別々に消費することが前提と
なっている場合には、新しい属性が付加されているとはみなされないことから、これら
の行為は小分け業者の認定で行うことができます。)
- 4 また、同じ種類の加工食品を混合して小分け行為を行う場合には、混合することによ
って新しい属性が付加されているとは見なされないことから、これらの行為は小分け業

者の認定で行うことができます。ただし、茶等であって、異なる品種をブレンドすることで食味の向上を図ることを目的とする場合には、新しい属性が付加されたとみなし、加工食品の生産行程管理者の認定が必要です。

(問4-0-39) 外国語で「有機」の言葉が付してある農産物及び農産物加工食品を輸入し、日本語で有機の表示を付さない場合は、認定輸入業者となる必要はないのですか。

(答)

輸入した農産物及び農産物加工食品に英語で「Organic」や「ORGANIC」と表示されている場合は、有機農産物の日本農林規格第5条及び有機農産物加工食品の日本農林規格第5条に規定する「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」と紛らわしくなりますので、認定輸入業者となって有機JASマークを付することが必要です。それ以外の外国語についても、「有機」「オーガニック」の商品であると消費者の商品選択を誤らせるような表示も同様に取り扱います。

~~また、輸入した農産物及び農産物加工食品に有機JASマークが貼付されていないのに、既に日本語で「有機」等の表示がなされている場合、その表示のまま販売することはできません。~~

(問41) 我が国が同等性を認めているA国で有機と格付された食品を、我が国が同等性を認めているB国を経由して輸入した場合、当該食品に有機JASマークを貼付するためには、どの国の証明書が必要になりますか。

(答)

A国内で生産及び格付された指定農林物資（有機農産物及び有機農産物加工食品）が、B国を経由して日本に輸入される場合には、日本への輸出国であるA国の証明書が必要になります。

また、B国に輸入され、新しい属性が付加され、日本に輸出される場合には、日本への輸出国であるB国の証明書が必要になります。

他方で、B国に一旦輸入され、新しい属性が付加されずに日本に輸出される場合には、認定輸入業者は、①又は②のどちらかの書類を有することにより、JASマークを貼付することが出来ます。

① A国の政府機関が発行した証明書

② B国の政府機関が発行した証明書及び当該指定農林物資に係る生産行程管理者の認定に相当する行為を行ったA国の機関の名称及び住所がわかる書類

A国の機関の名称及び住所がわかる書類としては、A国の機関が発行したA国の生産行程管理者とB国の事業者との取引証明書などが該当します。

なお、新しい属性が付加されるか否かの判断に当たり、茶等にあつて、品質の向上を図ることを目的として異なる品種をブレンド等する場合については、新しい属性が付加されたとみなされ、B国の政府機関が発行した証明書が必要となります。

(問53) 茶葉を緑茶の荒茶として格付する場合や米ぬかを格付する場合、有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要ですか。

(答)

- 1 通常、農家で生産された茶の葉は酵素による変色等を防ぐため、直ちに火入れをして荒茶に調製する必要があることから、当該工程は茶葉の調製工程と見なされます。したがって、有機農産物の認定生産行程管理者は荒茶に対して有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。ただし、農家が、調製した荒茶をそのまま消費者に販売するために有機表示を行う場合や茶の葉の生産を自ら行わず、農家から購入し、荒茶を製造し、有機表示を行う場合は、有機加工食品の認定生産行程管理者になり有機加工食品の日本農林規格に基づき有機表示することが必要なため、~~平成19年6月末(周知期間)までに~~有機加工食品の認定生産行程管理者になることが必要です。
- 2 また、米ぬかは生鮮食品である精米を調製する工程で生産される物資であるため、米ぬかを生産した有機農産物の生産行程管理者が有機農産物の日本農林規格に基づき有機表示をすることができます。

(問67) 有機ほ場に使用する種子、~~植え付ける~~苗等又は種菌の基準における種子繁殖する品種と栄養繁殖する品種は、どのようなものが該当するのですか。また、最も若齢な苗等とは、どのような苗を指すのですか。

(答)

- 1 ここでいう種子繁殖する品種とは、種子から栽培することが可能な品種を指しますが、種子から栽培したのでは農産物としての重要な特徴が失われるため、通常は挿し木等の方法により繁殖させるものは除きます。例えば、米、麦などの穀類、ほうれんそう、トマト等の大部分の葉菜類・果菜類(いちごを除く)などが該当します。
- 2 また、ここでいう栄養繁殖する品種とは、種子から栽培することが不可能な品種、及び種子から栽培したのでは農産物としての重要な特徴が失われるため、通常は挿し木等の方法により繁殖させるものを指します。例えば、果樹類、芋類、茶木などが該当します。
- 3 栄養繁殖する品種では、有機や使用禁止資材が使用されていない苗等の入手が困難な場合にあつては、販売されている苗等のうち最も若齢な苗等のみ使用することができますが、ここでいう最も若齢な苗等とは、果樹でいう穂木やこんにゃくでいう生子など、

入手可能な最も若い苗等を指します。有機農産物の栽培にあたっては、有機の種苗を使用することが必要ですが、これらが入手できない場合にあっては、このような最も若い苗等を使用し、有機の条件下で管理されている期間を可能な限り長くする必要があります。

(問68) 食用新芽とは、どのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 有機栽培により食用新芽の生産を行う場合には、「ほ場に使用する種子、~~植え付ける~~苗等又は種菌」の基準における、有機の種子及び苗等の入手が困難な場合の規定が適用されないことから、有機の種子及び苗等を用いて食用新芽の生産を行わなければ有機の格付はできないこととなります。
- 2 ここでいう食用新芽とは、有機ほ場の生産力を発揮させることなく、は種する種子又は植え付ける苗等が有する生産力のみで生産される農産物を指します。

具体的には、種子に蓄えられた生産力により生産される貝割れ大根、豆苗、もやし等のスプラウト類や、苗木や穂木に蓄えられた生産力により生産されるタラの芽、茶といった新芽類が該当します（ただし、植え付けた作期における食用新芽の生産を目的としている場合に限り、植え付けた作期においては収穫せずに有機ほ場において養生し、翌期以降に収穫する場合には、有機の格付をすることが可能です。）。

(問95) 遺伝子組換え作物に由来するたい肥の使用は認められますか。

(答)

平成18年度の改正において「肥料等の原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。」と規定され、たい肥についても組換えDNA技術の使用が明確に排除されることとなりました。

しかしながら、現状では植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品及び繊維産業からの農畜水産物由来の資材、発酵した食品廃棄物由来の資材のそれぞれについて、遺伝子組換え作物に由来していないことを確認することが現実的には難しい状況にあります。このため、これらの資材の活用が困難となることを考慮し、今回の改正では附則において、当分の間使用することができるとされています。

なお、ここで言う当分の間とは、有機農産物のJAS規格の~~次回~~平成23年度の定期見直しの改正までの~~4年間~~期間を指します。

~~(問108) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤」は、どのようなものが該当しますか。~~

~~(答)~~

~~除虫菊から抽出したものでなければなりません。共力剤としてピペロニルブトキシイ
ドが含まれているものは使用できません。具体的には、次のものが利用できます。(平成
18年12月現在)~~

- ~~・ 金鳥除虫菊乳剤3~~
- ~~・ キング除虫菊乳剤3~~
- ~~・ パイベニカスプレー~~

(問~~110~~ 109) 「有機農産物の日本農林規格」の別表2の「天敵等生物農薬」
は、 どのようなものが該当しますか。

(答)

コーデックスガイドラインの付属書2の表2のⅢにおいて、「生物学的病害虫防除に用
いる微生物」は *Bacillus thuringiensis* (バチルス細菌)、顆粒症ウイルスなどの微生物 (バ
クテリア、ウイルス、カビ類) であることとされていること、また、微生物が産出する物
質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認
められていない抗生物質等が含まれていることから、「天敵等生物農薬」については、天
敵等の生物や微生物 (生菌、死菌の別を問わない。) そのものを使用した薬剤のみを該当
とし、微生物が産出した物質等を精製、濃縮した薬剤は該当しないこととします。

具体的には、下記の農薬が「天敵等生物農薬」に該当します (平成~~18~~ 21年~~12~~ 3月
現在)。

- ・ B T水和剤、B T粒剤 (生菌、死菌を問わない)
- ・ ボーベリア・ブロンニアティ剤
- ・ パーティシリウム・レカニ水和剤
- ・ ペキロマイセス フモソロセウス水和剤
- ・ ボーベリア・バシアーナ乳剤
- ・ スタイナーネマ・カーポカプサエ剤
- ・ スタイナーネマ・グラセライ剤
- ・ モナクロスポリウム・フィマトパガム剤
- ・ パスツーリア ペネトランス水和剤
- ・ チリカブリダニ剤
- ・ ククメリスカブリダニ剤
- ~~・ デジエネランスカブリダニ剤~~
- ・ ミヤコカブリダニ剤

- ・ コレマンアブラバチ剤
- ・ サバクツヤコバチ剤
- ・ オンシツツヤコバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ剤
- ・ ハモグリコマユバチ剤
- ・ イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
- ・ ハモグリミドリヒメコバチ剤
- ・ アリガタシマアザミウマ剤
- ・ ショクガタマバエ剤
- ・ タイリクヒメハナカメムシ剤
- ・ ナミテントウ剤
- ・ ナミヒメハナカメムシ剤
- ・ ヤマトクサカゲロウ剤
- ・ チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤
- ・ ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
- ・ タラロマイセス フラバス水和剤
- ・ トリコデルマ・アトロビリデ水和剤
- ~~・ 非病原性フザリウム・オキシスポラム水和剤~~
- ・ アグロバクテリウム・ラジオブクター剤
- ・ 非病原性エルビニア・カロトボーラ水和剤
- ・ シュードモナスフルオレッセンス剤
- ・ シュードモナスC A B - 0 2 水和剤
- ・ バチルス ズブチリス水和剤
- ・ ザントモナス キャンペストリス液剤
- ・ ドレクスレラ モノセラス剤
- ・ ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤
- ・ コニオチリウム ミニタンス水和剤
- ・ チチュウカイツヤコバチ剤
- ・ バリオボラックス パラドクス水和剤
- ・ ペキロマイセス テヌイペス乳剤
- ・ スワルスキーカブリダニ剤

(問~~111~~110) 平成17年の有機農産物のJAS規格改正時の附則4にある「当分の間」の種子又は苗等の経過措置については、平成18年の改正で失効するのですか。

(答)

平成18年の改正では改正しておらず、従って当該附則4の種子又は苗等の経過措置は

継続しています。~~改正前のQ&A問136で示すとおり、~~当分の間とは、有機農産物のJAS規格の平成23年度の~~平成17年改正の5年後の次回の定期見直しまでの期間を指します。~~

(問 ~~133~~ 132) 病虫害防除等の目的での放射線照射が禁止されていますが、工程管理のために放射線を利用することはできますか。

(答)

病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射はできませんが、工程管理である内容量のチェックや異物のチェックのための放射線照射は行えます。

なお、この場合であっても飲食料品に吸収される線量は0.10グレイ以下でなければいけません。

また、輸入食品の通関時に実施されるX線検査についても~~飲食料品に吸収される線量が0.10グレイ以下であれば~~は問題ありません。

~~(問150) 有機食品の検査認証制度に関する質問、相談はどのような機関に対して行えばよいのですか。~~

~~(答)~~

~~最寄りの独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて質問、相談を受付けています。問合せ先は、以下のとおりです。~~

~~本 部 (さいたま市) TEL 048-600-2366
横浜事務所 (横浜市) TEL 045-201-7433
札幌センター
小樽事務所 (小樽市) TEL 0134-33-5969
仙台センター (仙台市) TEL 022-293-3931
名古屋センター (名古屋市) TEL 052-232-2029
神戸センター (神戸市) TEL 078-331-7663
岡山事務所 (岡山市) TEL 086-222-6923
福岡センター
門司事務所 (北九州市) TEL 093-321-2663~~

~~このほか、最寄りの地方農政局及び地方農政事務所の消費・安全部表示・規格課、沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課、農林水産省消費・安全局表示・規格課及び農林水産省消費者の部屋でも質問等をお受けします。~~